

北上市農地利用最適化推進委員の選任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 25 日

北上市農業委員会 会長

北上市農業委員会規則第 1 号

北上市農地利用最適化推進委員の選任規則の一部を改正する規則

北上市農地利用最適化推進委員の選任規則（平成27年北上市農業委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(推進委員の補充)</p> <p>第 6 条 農業委員会は、解嘱、失職、辞任等により推進委員の欠員が定数の 3 分の 1 を超えた場合は、速やかに推進委員の補充に努めるものとする。</p>	<p>(推進委員の補充)</p> <p>第 6 条 農業委員会は、解嘱、失職、辞任等により推進委員の欠員が定数の 3 分の 1 を超えた場合 <u>又は当該欠員により委員会の運営に著しく影響を及ぼすおそれがあると認めるときは</u>、速やかに推進委員の補充に努めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。